

令和6年6月25日
(兵庫県疾病対策課)

訪問看護事業所との 医療措置協定について

1 医療措置協定とは

- コロナ対応を踏まえ、改正感染症法により、令和6年4月から施行された制度。
- 次の新興感染症発生・まん延時(以下「パンデミック時」と言います。)に、各医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)が、各地域で役割を果たす役割を、事前に決めておく制度。
(医療機関と県で、果たす役割について、協定を締結する。)
- 訪問看護事業所には、可能な範囲で、自宅療養や高齢者施設等で療養する感染症患者への訪問看護について、協定の締結をお願いしたい。

1 医療措置協定とは

「医療措置協定」では、各事業所毎に、パンデミック時に訪問看護が可能な

- ・「対象者」
- ・「対象者の療養場所」
- ・「医療提供時期」

を検討いただき、その結果に基づき協定を締結することになる。

対象者	対象者の療養場所	提供時期	
		流行初期期間 (発生等公表から 3ヶ月程度)	流行初期期間以降 (発生等公表から 6ヶ月以内)
自事業所 利用者	自宅		
	宿泊施設		
	高齢者施設		
	障害者施設		
自事業所 利用者 以外	自宅		
	宿泊施設		
	高齢者施設		
	障害者施設		

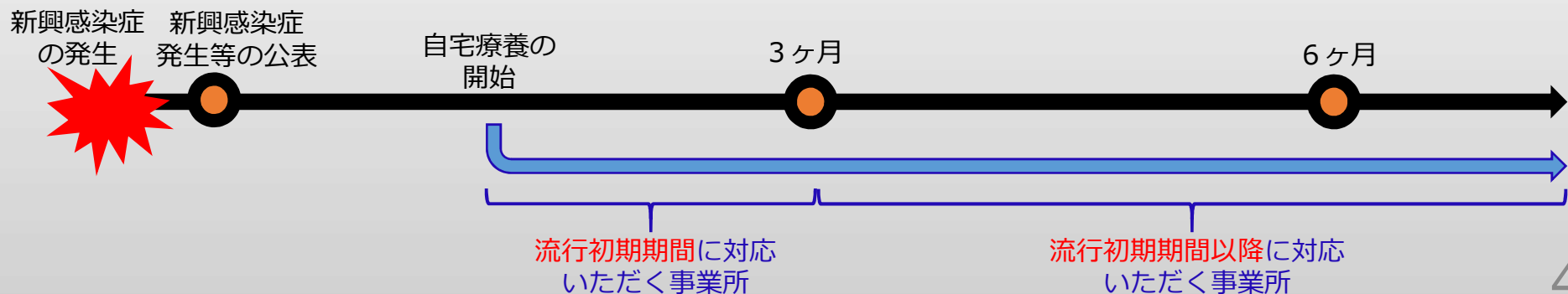
この中で対応が可能な部分について、協定締結をお願いしたい。

2 パンデミック時の「協定に基づく医療提供」の想定

県では、パンデミック時の協定に基づく医療提供について、下記のイメージで考えている。

1 事業所利用者への対応

- 対応をお願いするのは、新興感染症が発生し、かつ、自宅療養等が始まってから。
- 「**流行初期期間**」を含む協定を締結した事業所
⇒自宅療養開始時点で、「知事の要請」を出し、必要に応じて対応を依頼。
- 「**流行初期期間以降**」のみの協定の事業所
⇒「新興感染症発生公表後3ヶ月以降」から、必要に応じて対応を依頼。
- 実際の訪問看護の実施は、医師からの指示書に基づくこととなる。
- 協定に基づく訪問看護については、協定書の規定(第4条第2項)に基づく補助等の創設が、国において検討されることとなる。



2 パンデミック時の「協定に基づく医療提供」の想定

2 事業所利用者以外への対応

- 次のパンデミックにおいても、感染拡大に伴い自宅療養者の増加が想定される。そのため、対応可能な範囲で、できるだけ各事業所には「自事業所利用者以外への訪問看護」もお願いしたい。
- なお、次のパンデミック時のオペレーションについては、コロナ対応の経験を踏まえて、「各医療機関の役割分担」や「ICTの一層の活用」等の観点から、検討することとしている。

3 協定に関するお願い

- 医療提供の**対象者**：
「自事業所利用者への対応」については、極力、多くの事業所に協定の締結をお願いしたい。（意向調査で「事業所利用者への対応」の欄には、人数を入力いただきたい。）
- 医療提供の**時期**：
特に自宅療養者が増えると想定される「流行初期期間以降」については、特に、多くの事業所に協定の締結をお願いしたい。
（意向調査で「流行初期期間以降」の欄には、人数を入力いただきたい。）

3 よくあるご質問

Q1 協定締結の事務負担が大きいので、何とかならないか。

A1 県訪問看護ステーション連絡協議会会長に委任することで、同協議会が代表して、県と協定の締結をすることができます。

(県訪問看護ステーション連絡協議会の会員事業所のみ。会員でない事業所は、県と個々に協定を締結することとなります。)

Q2 パンデミック時には、どんな義務が生じるのか。

A2 知事から要請がありましたら、協定で締結した範囲(利用者種別、提供時期等)での訪問看護の実施をお願いします。(但し、医師からの指示書の発行が前提です。)

Q3 その義務を断ることはできないのか。

A3 正当な理由があれば、実施をしないことがあります。

(例えば、スタッフが感染し人員体制が不足している場合など)

Q4 どんな感染症でも対応しないといけないのか。

A4 協定では今般の「新型コロナウイルス感染症」を想定することとしています。

もちろん、その想定と大きく異なる感染症がくることもあり得ますので、想定と大きく異なると国・県が判断した場合は、柔軟な対応等を行うと、協定に明記されます。

3 よくあるご質問

Q5 正当な理由もなく、義務を断った場合に、罰則があるのか。

A5 罰則はありませんが、全く理由もなく断られると、協定の実効性がなくなりますので、正当な理由がなく履行しなかった場合には、知事から「勧告」「指示」「事業所名の公表」ができると感染症法で規定されています。

県から事業所に、個々の理由をお尋ねすることがありますので、その場合はご協力をよろしくお願いいたします。

Q6 パンデミックが来なければ、何もしなくていいのか。

A6 パンデミックが来たときにしっかり対応いただけるよう、少なくとも年1回は、新興感染症に備えた研修・訓練の実施(又は他機関が行う研修等への職員の派遣)をお願いします。

あわせて、年1回、研修・訓練の実施状況等を伺う予定にしていますので、その際は報告をお願いします。

Q7 個人防護具の備蓄も平時から必要か。

A7 協定の中に、個人防護具の備蓄の規定があります。

備蓄いただける場合は、備蓄予定量をそちらに記入することとなります。

備蓄は義務ではありませんので、備蓄予定がない場合は、備蓄予定量を「0」として、協定を締結します。

3 よくあるご質問

Q8 感染症患者に訪問看護をすることで、コロナの時のような補助金が支給されるのか。

A8 パンデミック時に国で検討されると伺っています。

そのため、協定では、協定に基づき訪問看護を行っていただいた場合には補助を検討すると規定しています。

Q9 協定はいつでも破棄できるのか。

A9 破棄する理由をお尋ねして、県で検討します。

なお、協定は3年毎の更新となっており、次回更新時(令和9年3月31日)に、更新のご希望をお聞きする予定です。更新を希望されない場合は、更新日をもって破棄となります。

Q10 パンデミック時には訪問看護は行うが、今から協定を締結しないといけないのか。

A10 コロナ対応の課題として、パンデミック時に、どの医療機関がどんな役割を果たすのかが決まっていなかったこと、またそのために、新興感染症の研修等もなされていなかったこと等が挙げられました。

そのため、法律が改正され、平時から医療措置協定を締結する仕組みや、研修・訓練の仕組みが設けられました。

県としても、各地域において平時から備えを進めることが大切だと考えており、平時からの医療措置協定の締結、研修・訓練の実施をお願いしたいと考えています。

4 協定の手順

①意向調査の回答

➤ 県のホームページから回答



Foreign Language

閲覧支援メニュー

災害関連情報

安心

情報を探す

キーワードから探す

検索の方法

Google 提供

検索

注目キーワード

県税

認定こども園

職員採用

入札・契約

県営住宅



イベント募集



施設案内



よくある質問

ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 感染症 > 新興感染症対応に備える医療措置協定について

更新日：2024年4月26日

新興感染症対応に備える医療措置協定について

医療措置協定とは

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる新興感染症に備えるため、感染症法の一部が改正され、都道府県と医療機関が、その機能・役割に応じた医療措置協定を締結する仕組みが令和6年4月から設けられました。

1 申出フォーム

兵庫県との医療措置協定の締結を希望される医療機関は、下記より入力してください。

- 病院・診療所：[【疾病対策課】医療措置協定の申出フォーム | フォームブリッジ \(kintoneapp.com\)](#)
- 薬局：[【疾病対策課】医療措置協定の申出フォーム \(薬局\) \(kintoneapp.com\)](#)
- 訪問看護事業所：[【疾病対策課】次なる感染症に備えた医療機関意向調査 \(訪問看護事業所\) \(kintoneapp.com\)](#)

4 協定の手順

②意向調査の回答【未回答事業所】

➤ 回答フォームのイメージは下記のとおり。

流行初期期間（発生時公表から3ヶ月程度）

・流行初期期間から対応可能なら上段、
・流行初期期間以降のみ対応可能なら下段、
の項目に数字を入力

流行初期期間以降（発生時公表から6ヶ月以内）

事業所利用者以外も対応可能ならこちらにも数字を入力

事業所利用者__自宅療養者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者__宿泊施設療養者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者__高齢者施設入所者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者__障害者施設入所者

-	0	+
---	---	---

※「事業所利用者以外」欄、添付省略。

事業所利用者__自宅療養者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者__宿泊施設療養者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者__高齢者施設入所者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者__障害者施設入所者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者以外__自宅療養者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者以外__宿泊施設療養者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者以外__高齢者施設入所者

-	0	+
---	---	---

事業所利用者以外__障害者施設入所者

-	0	+
---	---	---

5 スケジュール

- 7月5日(金)までに「協定締結意向あり」で回答いただいた事業所には、下記のとおり連絡いたします。

【協議会会長に委任される事業所】

7月上～中旬に、県から「要件確認の回答依頼」を電子メールで送付します。
7月中～下旬に、協議会から、委任状の提出依頼があります。
(委任状に基づき、8月に、協議会会長と県で協定の締結を行います。)

【協議会会長に委任されない(会員でない)事業所】

7月上～中旬に、県から「要件確認の回答依頼」を電子メールで送付します。
8月に、県から、協定書案を電子メールで送付します。